

閱覽用

令和3年 第4回
神崎市農業委員会総会 議事録

令和3年4月6日
神崎市農業委員会

令和3年4月 第4回神崎市農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和3年4月6日(火) 午前9時30分開会

2 開催場所 神崎市役所 2階共用会議室

3 出欠者の状況

出席委員 13名

欠席委員 0名

農地利用最適化推進委員 1名

議席番号	役職	氏名	出欠
1	会長	西村 睦雄	出
2	副会長	末吉 利文	出
3	委員	城野 芳春	出
4	委員	野田 豊	出
5	委員	八谷 敏	出
6	委員	中原 和之	出
7	委員	樋口 光輝	出
8	委員	國部 善典	出
9	委員	森田 壽春	出
10	委員	福田 省二	出
11	委員	田淵 晃敏	出
12	委員	真島 満	出
13	副会長	吉浦 文雄	出

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

12番 真島 満委員 13番 吉浦 文雄副会長

日程第2 会議書記の指名

事務局長 山口秀利 係長 大隈裕次

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 所有権移転関係について 3件

議案第4号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について 125件

議案第5号 農振除外申請に伴う事前審査について 15件

議案第6号 空き家等に付随する農地の農地区域の指定について 1件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について 76件

5 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長 山口秀利

農政農地係 係長 大隈裕次

【農政水産課職員】

農業水産振興係 糸山恭平

6 会議の概要

(開会)

事務局長

おはようございます。本日はご多忙の中、本総会にご出席いただき誠にありがとうございます。委員の皆さまには、日頃の体調管理に十分心掛けていただきますよう、お願い申し上げます。本日の総会も、コロナウイルス感染症予防対策にご理解いただきながら開催いたしますので、円滑な議事の進行について、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、着席して、議事を進めさせていただきます。

令和3年 第4回神崎市農業委員会総会の開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

会長

皆さんおはようございます。季節がすぎるのは早いものでして、この前に梅が咲いたと思ったら、桜も散って、菜の花も散って、また新しいスタートの時期となりました。皆さまもどうぞ季節の変わり目ですのでお体に、体調に十分注意されて元気に過ごされて、私もいっしょに過ごしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、只今から令和3年 第4回 神崎市農業委員会総会を開会します。

(総会の成立)

事務局長

本日の出席委員は13名全員出席です。本日の総会は成立いたします。

(議長登壇)

事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

議 長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

○日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会 会議規則 第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、12番 真島委員と 13番 吉浦副会長を指名します。 よろしくお願ひします。

議 長

○日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

議 長

○日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 所有権移転関係について 3件

議案第4号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について 125件

議案第5号 農振除外申請に伴う事前審査について 15件

議案第6号 空き家等に付随する農地の農地区域の指定について 1件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について 76件

議案は、議案第1号から第6号までの、6議案の148件です。

報告は、第1号の76件です。

ご審議、ご決定賜りますよう、よろしくお願ひします。

議 長

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして、指名を受けてから、必ずマイクを通して議席番号、お名前の後に発言されるようお願ひします。

(議案第1号 受付番号1番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について)

議 長

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。 受付番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に説明】

受付番号1番、申請地の所在は神埼町枝ヶ里字〇〇 〇〇番の田1筆及び〇〇番の畑1筆、合わせて2筆の合計2, 032㎡です。 転用の目的や理由、

譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は、所有権の移転で、農振除外は平成23年12月に決定されており、農地区分につきましては、住宅の用に供する施設が連たんし、申請地の四方が概ね宅地で囲まれていることから第3種農地と判断し、許可し得るに該当すると判断いたします。

位置図などは3ページと4ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については金融機関の融資証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。受付番号1番について、地区担当委員の5番 八谷委員のご意見をお願いします。

5番 八谷委員 【地区担当委員の意見】

5番の八谷です。1号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、3月25日に地区担当の田中推進委員とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(ありませんの声あり)

議 長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。申請者は退出をお願いします。おつかれさまでした。

(議案第1号、受付番号1番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。議案第1号、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり許可することに決定します。

(議案第1号、受付番号2番の申請者が入室、着席を確認)
(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

それでは、受付番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、受付番号2番を議案書を基に説明】

受付番号2番、申請地の所在は神埼町志波屋字〇〇 〇〇番の田1筆100㎡及び一体利用の〇〇1筆の合計601.67㎡であります。転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は、所有権の移転で、農振除外は平成23年12月に決定されており、農地区分につきましては、特定土地改良区の受益地内であることから1種農地と判断し、転用許可基準としましては、住宅で集落に接続して設置されるものに該当すると判断いたします。

位置図などは5ページと6ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については金融機関の融資証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。受付番号2番について、地区担当委員の10番 福田委員のご意見をお願いします。

10番 福田委員 【地区担当委員の意見】

10番の福田です。1号議案の受付番号2番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、3月15日に地区担当の古澤推進委員とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(12番真島委員挙手)

議 長

12番真島委員どうぞ。

12番 真島委員

12番の真島です。質問というかどうかですが、ここは〇〇と一体で使われるということですが、ここは〇〇を建てられますか。事業金額があるのでこれから建てられるものかどうかと思ひまして。

事務局

委員のおっしゃるとおり、〇〇を建設されます。

12番 真島委員

はい、わかりました。

議長

他にありませんか。 よろしいでしょうか。
(ありませんの声あり)

議長

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。 申請者は退出をお願いします。 おつかれさまでした。
(議案第1号、受付番号2番の申請者の退室を確認)
(採決)

議長

これより採決します。 議案第1号、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり許可することに決定します。

(議案第2号 農地法第3条関係)

議長

次に、議案書の9ページをご覧ください。
議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について審議します。 受付番号1番と2番について事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、議案書を基に説明】

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。
受付番号1番と2番の申請は、所有権の移転で、申請地の土地の所在や対価、申請理由などは記載のとおりです。

1番については、譲受人は農事組合法人の中心的構成員であり、現に申請農地の耕作請負人であります。

2番については、譲受人は申請農地の隣接農地(竹畑)の所有・管理者であります。

それぞれ、申請の要件は、農地法第3条の各号にある許可基準を満たしております。 申請地の位置図を10ページと11ページに添付しております。
説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(ありませんの声あり)

議 長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。議案第2号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり許可することに決定します。

(議案第3号 基盤強化促進法第18条第1項 所有権移転関係)

議 長

次に、議案書の12ページをご覧ください。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、所有権移転関係について議題とします。

番号1番から3番について事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 所有権移転について説明いたします。

農業経営基盤強化を促進する農地売買等事業の規定により、農用地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。

番号1番は、先月、佐賀県農業公社への買い受けをご承認いただいた農用地について、あっせん調整された担い手へ売り渡すものであり、申請地の土地の所在や価額および所有権の移転を受ける者、所有権の移転の時期などは記載のとおりです。位置図を13ページに添付しております。

次に、番号2番と3番は、所有者の申出によりあっせん調整を委ねられた農用地について、あっせん調整を経て、佐賀県農業公社が一旦買い入れるものであり、申請地の土地の所在や価額および所有権の移転をする者、所有権の移転の予定時期などは記載のとおりです。こちらは、位置図を14ページと15ページに添付しております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議 長

それでは、質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。議案第3号 農用地利用集積計画、所有権移転関係について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり許可することに決定します。

(議案第4号 基盤強化促進法第18条第1項 利用権設定関係)

議 長

次に、別冊の議案第4号をご覧ください。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定関係について議題とします。

最初に、1ページの総括表について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書の総括表を基に説明】

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

農業経営基盤強化促進法に基づき農業経営基盤強化促進事業を実施する場合は、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、となっておりますので、総会での議決を求めるものであります。

まずは議案書1ページの総括表を説明いたします。

利用権設定関係総括表

神埼町、新規52件、再設定64件、計116件。内訳は、田390筆、1,022,409㎡。畑2筆、106㎡。計392筆、1,022,515㎡

千代田町、新規3件、再設定4件、計7件。内訳は、田21筆45,716㎡。

脊振町、再設定1件。内訳は、田1筆、2,211㎡。

神崎市、合計125件。内訳は、田412筆、1,070,336㎡。畑2筆、106㎡。計414筆、1,070,442㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

議 長

総括表の説明が終わりました。

次に、議案書2ページから7ページの農用地利用集積計画 神埼町新規について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案書2ページから7ページの、神埼町新規の申し出について説明いたします。左から、土地の所在、地目、筆数、設定面積、利用権設定を受ける者の住所・氏名・現在の経営面積、利用権設定をする者の住所・氏名、利用目的・賃借料、そして設定期間となっております。

設定する内容は、田215筆、617, 689㎡。畑2筆、106㎡。計217筆、617, 795㎡で、農地中間管理事業の活用による農事組合法人への利用権設定となっております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

件数が多いですが、農業公社の事業を活用した法人との利用権設定ということですので内容はお判りいただいていると思います。よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議 長

それでは、質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり許可することに決定します。

議 長

次に、議案書8ページから14ページの農用地利用集積計画、神埼町再設定について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案書8ページから14ページの、神埼町再設定の申し出について説明いたします。設定する内容は、田170筆、392,875㎡で、内容は記載のとおりです。

主に、農地中間管理事業の活用による農事組合法人への利用権設定となっております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

こちら農業公社の事業を活用した法人との利用権設定ということですので、質問はよろしいでしょうか。

(ありませんの声あり)

議 長

ありません 質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり許可することに決定します。

議 長

次に、議案書15ページの農用地利用集積計画、千代田町新規について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案書15ページの、千代田町新規の申し出について説明いたします。設定する内容は、田8筆、9,096㎡で、内容は記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(ありませんの声あり)

議 長

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。
(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、千代田町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり許可することに決定します。

議 長

次に、議案書16ページの農用地利用集積計画、千代田町再設定について審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案書16ページの、千代田町再設定の番号5番の申し出について説明いたします。 設定する内容は、田13筆 36, 620㎡で、内容は記載のとおりです。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(3番城野委員挙手)

議 長

3番城野委員どうぞ。

3番 城野委員

3番城野です。 番号3番は、たしか最初の利用権設定の内容に問題があった案件だったと思いますが、解決したんですかね。

議 長

事務局より説明してください。

事務局

失礼します。 委員のおっしゃるとおり番号3番の案件は、農事組合法人との当初の利用権設定に関して農地の出し人より異議が申されましたので、再度調整、協議がなされておりましたが、双方無事に同意されたとのことで、今回の再設定の申出がなされております。 以上です。

3番 城野委員

よかったです。 了解しました。

議 長

他に、よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、千代田町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり許可することに決定します。

議 長

次に、議案書17ページの農用地利用集積計画、脊振町再設定について審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案書17ページの、脊振町再設定の申し出について説明いたします。 設定する内容は、田1筆 2, 211㎡で、内容は記載のとおりです。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(ありませんの声あり)

議 長

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、脊振町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり許可することに決定します。

(農政水産課入室)

(議案第5号 農振除外申請に伴う事前審査)

議 長

次に、別冊の議案第5号をご覧ください。

農振除外申請に伴う事前審査について、農政水産課より説明を求めます。

農政水産課 【議案第5号、議案書を基に説明】

農政水産課の糸山と申します。 よろしくお願いいいたします。

議案第5号 農業振興地域の整備に関する法律 施行規則 第3条の2第1項の規定により 神崎市農振除外申請に伴う 事前審査について説明いたします。 着席して説明させていただきます。

1 ページの 農振除外申請に伴う 事前審査総括表をお開きください。

神埼町8件、千代田町4件、脊振町3件の 計15件 の申請となっております。

説明につきましては、総括表の項目順に番号、地区名、変更理由、地目、面積の順にしたがって説明をさせていただきます。

なお、申請人、申請地番、資料ページ数については記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。

1番は、神埼町西小津ケ里地区の〇〇建設として、田1筆で面積 2,322 m² となっております。

2番は、神埼町横武地区の非農地通知による地目の変更として、畑1筆で面積 1,308 m² となっております。

3番は、神埼町姉川地区の〇〇移設に伴う敷地として、田2筆で面積 92 m² となっております。 申し訳ございませんが議案書資料では、計 82 m² と誤っておりましたので、92 m² に訂正をお願いいたします。

4番は、神埼町竹地区の〇〇として、田1筆で面積 3,607 m² となっております。

5番は、神埼町城原地区の〇〇建設として、畑1筆で面積 442 m² となっております。

6番は、神埼町志波屋地区の〇〇として、計26筆で面積 37,653 m² となっております。

7番は、神埼町志波屋地区の〇〇建設として、計2筆で面積 2,003 m² となっております。

8番は、神埼町的地区的〇〇建設として、計7筆で面積 3,923 m² となっております。

9番は、千代田町姉地区の〇〇建設として、田1筆で面積 398 m² となっております。

10番は、千代田町境原地区の〇〇建設として、計4筆で面積 5,361.8 m² となっております。

11番は、千代田町境原地区の〇〇として、畑1筆で面積57㎡となっております。

12番は、千代田町境原地区の〇〇として、計2筆で面積167㎡となっております。

13番は、脊振町服巻地区の非農地通知による地目の変更として、計4筆で面積1,866㎡となっております。

14番は、脊振町服巻地区の〇〇建設として、田1筆で面積4㎡となっております。

15番は、脊振町服巻地区の〇〇建設として、田1筆で面積361㎡となっております。

詳細については、添付資料の確認をお願いします。

神崎市農振除外申請による説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(3番城野委員挙手)

議 長

3番城野委員どうぞ。

3番 城野委員

3番城野です。お尋ねですけれども、受付の日付が長いもので1年近くになっているものがあるのと、3か月くらいのものであるんですけれども、何か条件が違うんですか。

議 長

農政水産課よりよろしいですか。

農政水産課

こちらの受付についてですけれども、農振除外については、受付してからひとまとまりの案件が動き出してからは、これより後に受付けたものは例え直後であってもいっしょに動かすことができません。そのタイミングによってはこのように日付が開いてしまうことがあるということになります。

議 長

これは条例的に、もしくは事務的になるんですかね。

農政水産課

これは、事務的なことになります。年に2、3回このように農振除外の事務を進めるためにこのように行っております。

議 長

城野さん、よろしいですかね。

3 番 城野委員

わかりました。

(12番真島委員挙手)

議 長

12番真島委員どうぞ。

12番 真島委員

12番の真島です。 ちょっと質問じゃなくてですね、資料のつづり方が申請の順番になっていますかね。 皆さんの資料はどうですか。

議 長

ちょっとまってください。 皆さんの資料はどうでしょうか。

(全員、議案書資料を確認したところ、申請順と資料つづり順が違っていた)

議 長

本当ですね。

農政水産課

申し訳ありません。 申請順を市内の大字順に並び変えて皆さんに説明をわかりやすくしようと思ったのですが、資料は先に作っておりましたので、そちらと合わせておりませんでした。 申し訳ありません。

事務局

すいませんが、事前に資料を確認したときに大字順に並び変えた方がいいのではと言ったのはこちらでして、その後のチェックできておりませんでした。 申し訳ありません。

12番 真島委員

いやあ、私だけかと思ったのでですね、今後は気を付けてください。 それと申請一覧のところに資料のページ番号を打っていただいた方がわかりやすいと思いますんで、そうしてもらえるといいんですが、提案です。

議 長

そうですね。 そのようにしてもらいたいと思います。 よろしいでしょうか。

農政水産課

今回は申し訳ありません。 次回よりそのように対応させていただきたいと思えます。

(6番中原委員挙手)

議長

6番中原委員どうぞ。

6番 中原委員

6番中原です。ここに〇〇への管理道路ができて、たしか〇〇のごとなつとつところがありますよね。そこも敷地に入るとじゃないですか。

議長

その件について、農政水産課より説明してもらっていいですか。

農政水産課

委員のおっしゃるとおり、確かにその場所がございますが、今の計画ではそこも事業敷地に入れてあります。

6番 中原委員

そこも取得して事業敷地にすっないば、そこは農地じゃなかけん農振除外申請とは別ですね。

農政水産課

そうです。そこは申請とは別の土地になります。

6番 中原委員

わかりました。

(9番森田委員挙手)

議長

9番森田委員どうぞ。

9番 森田委員

9番森田です。〇〇についてですけど、ここは、この地区はうちからは離れとっけんようわからんですけど、ここは城原川の近くですよ。

(13番吉浦副会長挙手)

13番 吉浦副会長

こちらからすいません。13番の吉浦ですが、私が地区担当ですから現地確認をしましたので。

森田さん、ここは服巻から久保山に抜ける県道沿いの、どっちも亡くなられたけど〇〇さんと〇〇さんの家の際にあつてですね、ほんに城原川沿いにある狭い田んぼでした。

9番 森田委員

〇〇しなっけんがそうだと思いますが、水はどっから引き入るつとでしよ

うか、今わかつとっですかね。

事務局

こちらからお答えしますが、こちらでお聞きしたところ、この1キロ以上上流から既存の農業用水路があるそうなのですが、それを整備などして、ここまで水を引き込むらしいそうです。

9番 森田委員

〇〇でやってあるようなものですかね。
(7番樋口委員挙手)

7番 樋口委員

私からもすいません。〇〇では地区で設置、運営しといたったと思います。が、ここは業者が申請代理人だから業者が事業主で、違うんでしょうね。

農政水産課

具体的には、その点はこちらには示されていないので申し訳ありませんが、業者が設置して地区に管理委託すると方法だとお聞きしております。

7番 樋口委員

農業委員会事務局にも相談あったの。

事務局

申し上げますが、こちらにも申請等はない状況ですが、農政水産課がおっしゃったことと同じような内容を聞き及んでおります。

議 長

また情報をいただかないといかんですね。他にありますか。よろしいでしょうか。

(しばらく間があって、ありませんの大きな声あり)

議 長

はい、ありがとうございます。それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。
(採決)

議 長

これより採決します。農振除外申請に伴う事前審査について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり承認することに決定します。それでは農政水産課の方は退室してください。おつかれさまでした。
(農政水産課退室)

(議案第6号 空き家等に付随する農地の農地区域の指定)

議 長

次に、別冊の議案第6号をご覧ください。

空き家等に付随する農地の農地区域の指定について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第6号、議案書を基に説明】

議案第6号 空き家等に付随する農地の農地区域の指定について説明いたします。

神埼市の空き家・空き地バンク制度に登録された空き家に付随する農地について、神埼市空き家等に付随する農地の別段面積取扱基準に基づく農地区域の指定の申請がありました。

議案書の2ページをご覧ください。申請地は、脊振町服巻 字〇〇地内の畑2筆487㎡で、空き家バンク制度に登録された空き家に隣接しております。3ページには現地確認写真を添付しております。

新たに農地を取得するときには、5反要件、脊振町は3反要件がありますが、別段面積取扱基準に基づく特例の、別段の面積1㎡が適用される農地区域に指定することを、この総会において審議し、決定を求めるものであります。

指定を受けた農地は、空き家と共にこの農地を取得しようとする者が、これを農地として向こう5年以上耕作などで適切に活用されることが見込まれる場合は、別段の面積による取得要件を認め、農地法第3条の規定による許可申請が可能となります。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(13番吉浦副会長挙手)

13番 吉浦副会長

私からですが、現地を見ましてですね、この空き家とその農地を活用することは適切だと判断しております。そんな方が購入されて、使われたならいいと思いますし、農地で使わんということでしたら周りに畑やらありまして耕作されているので、適切に転用とか管理とかしていただかんといかんと思います。

議 長

ありがとうございます。私も現地確認をして、農地として活用できる方へ譲り渡せられればいいと思いました。他にありませんでしょうか。

(ありませんの声あり)

議 長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。

空き家等に付随する農地の農地区域の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

(報告第1号 農地法第18条第6項の通知関係)

議 長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についての報告です。 事務局の説明を求めます。

事務局 【報告第1号、報告書を基に説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について報告いたします。

農地法第18条第1項ただし書きの各号の規定により、農地の賃貸借について合意による解約などが行われた場合は、同法施行規則第66条により、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、受理したものを報告いたします。

申請番号1番から76番は、農業経営基盤強化促進法活用した賃貸借契約などの合意解約で、その後は、所有権を移転や農地転用されるもの、また、借受人を変更されるものや、新たに中間管理事業を活用して農事組合法人と再設定されるものであります。 報告は以上です。

議 長

説明が終わりました。 ご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

私からですが、合意解約の件数が多いのは、元々他の方と利用権設定されていたものを、法人へと切替えるのが多いからですかね。

事務局

はい、おっしゃるとおりです。

議 長

わかりました。 納得です。 他にご質疑ありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

ありがとうございます。 無いようですので、報告第1号については以上で終わります。

議 長

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。
これをもちまして、令和3年 第4回神崎市農業委員会総会を閉会します。
ご審議ありがとうございました。

時 分 閉 会